

令和4年第5回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和4年度高松市一般会計補正予算（第5号）

現計予算額	167,251,921千円
補正額	3,586,050千円
補正後	170,837,971千円

2 令和4年度高松市病院事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	11,810,622千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	11,810,622千円

3 高松市支所及び出張所設置条例の一部改正について

山田総合センターを設置し、及び山田支所を廃止すること等に伴い、改正するもの

〔公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日〕

(1) 高松市支所及び出張所設置条例の一部改正

ア 支所の名称、位置及び所管区域を定める表に山田総合センターを加えてその位置及び所管区域を定め、山田支所を削るもの

イ 支所等の管轄区域の表示方法を公称町名一覧表の掲載順とするもの

(2) 高松市コミュニティセンター条例の一部改正

ア 高松市川島コミュニティセンターの所在を変更するもの

4 高松市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

〔R5. 4. 1から施行〕

自己啓発等休業制度を導入することにより、本市職員に大学等課程の履修及び国際貢献の機会を提供し、公務を取り巻く社会環境の変化に対応することのできる人材育成を促進するため、制定するもの

(1) 趣旨について定めるもの

(2) 自己啓発等休業の承認について定めるもの

(3) 自己啓発等休業の期間について定めるもの

(4) 大学等課程の履修のための休業をすることができる教育施設について定めるもの

(5) 職員として参加することが適当であると認められる奉仕活動について定めるもの

(6) 自己啓発等休業の期間の延長について定めるもの

(7) 自己啓発等休業の承認の取消事由について定めるもの

(8) 報告等について定めるもの

(9) 職務復帰後における号給の調整について定めるもの

(10) 退職手当の取扱いについて定めるもの

(11) 委任について定めるもの

5 高松市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

〔R5. 4. 1から施行〕

修学部分休業制度を導入することにより、本市職員の公務に関連する能力の自主的な向上を促進するため、制定するもの

- (1) 趣旨について定めるもの
- (2) 修学部分休業の承認等について定めるもの
- (3) 修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与について定めるもの
- (4) 修学部分休業の承認の取消事由について定めるもの
- (5) 委任について定めるもの

6 高松市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

〔R5. 4. 1から施行〕

地方公務員の定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして導入する職員の高齢者部分休業制度に関し必要な事項を定めるため、制定するもの

- (1) 趣旨を定めるもの
- (2) 高齢者部分休業の承認について定めるもの
- (3) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の取扱いについて定めるもの
- (4) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合における退職手当の取扱いについて定めるもの
- (5) 高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮について定めるもの
- (6) 高齢者部分休業の休業時間の延長について定めるもの
- (7) 委任について定めるもの

7 高松市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部改正等に伴い、改正するもの

(1) 高松市職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年は、年齢65年とするもの

イ 定年に達した職員が退職すべきこととなる場合

において、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、定年退職日において従事している職務に引き続き勤務させることができるものとするもの

ウ (1)イにかかわらず、異動期間（管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員は、当該異動期間を延長した場合に限り引き続き当該管理監督職として勤務させることができ、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないこととするもの

エ 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される者とするもの

オ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とするもの

カ 管理監督職勤務上限年齢に達している職員について他の職への降任又は転任（以下「降任等」という。）を行うに当たって遵守すべき基準について定めるもの

キ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について定めるもの

ク (1)キにより異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないこととするもの

ケ (1)キにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長事由が消滅した場合は、当該職員を他の職への降任等をするものとするもの

コ 定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるもの

サ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における(1)アの定年については、2年ごとに1年ずつ段階的に引き上げることとするもの

シ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年は、医師及び歯科医師については年齢65年とし、一定の技能職員については令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間は年齢63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間は年齢64年とするもの

ス 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、年齢60年に達す

R 5. 4. 1 から施行
(3)イ及び(3)エは公布の日から施行
(3)イの一部はR 4. 1 0. 1 から施行

る日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容に係る情報提供を行うとともに、勤務の意思を確認する努力義務について定めるもの

(2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 事務職員は60歳、医師及び歯科医師は65歳、一部の技能職員は63歳に達した日の翌年度以後、特に良好な成績で勤務した者に限り、昇給を行うこととするもの
- イ 定年前再任用短時間勤務職員に係る引用条項の整備及び所要の規定整備をするもの
- ウ 育児短時間勤務職員の給料月額に係る適用除外について定めるもの及び引用条項の整備をするもの
- エ 60歳（該当する職種の技能職員は63歳）に到達した後の4月1日（以下「特定日」という。）以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額の7割とする（以下「7割措置」という。）もの
- オ 7割措置の規定の適用除外について定めるもの
- カ 管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等により、特定日に受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が、降任等の日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるときは、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとするもの
- キ 降任等の異動のあった職員であって、(2)カの規定の適用を受けない職員が、(2)エの規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には(2)カに準じた特例措置を講じるもの
- ク (2)カ又は(2)キ以外で(2)エの適用を受ける職員の任用の事情を考慮し(2)エの規定により給料を支給される職員との権衡上必用があると認められる職員には、(2)カ及び(2)キに準じた特例措置を講じるもの
- ケ (2)カから(2)クまでの規定による給料を支給される職員に係る期末手当及び勤勉手当の加算額に関する規定の読替規定を置くもの

(3) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正

- ア 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の加算に係る期間を10年から15年に改めるもの
- イ 定年退職をした職員がその退職の日後に事業を開始し、当該事業が一定の要件を満たす場合は、当該事業の実施期間は、退職手当の基本額を算定する期間に算入しないもの及び引用条項の整備をするもの
- ウ 定年の段階的な引上げに対応するため、退職手当の基本額の算定方法について定めるもの
- エ 失業者の退職手当支給条件として規定している公共職業訓練等を受ける場合など特例措置の対象となる者を「令和4年3月31日までに退職した者」から「令和7年3月

- 3 1日までに退職した者」に変更するもの
- オ 定年の段階的な引上げに対応するため、60歳以後に退職した者について、退職手当の基本額の基礎となる勤続期間の計算について定めるもの
- カ (3)オの規定は、医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないこととするもの
- キ 定年の段階的引上げに対応するため、(3)アに規定する「退職の日において定められているその者に係る定年」を読み替えて適用する定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を定めるもの
- ク 7割措置は、給料月額減額改定に該当しないものとするもの
- (4) 高松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
- ア 減給の懲戒処分を受けた職員の減給の期間が特定日をまたぐこととなり、(2)エにより7割措置による減額がある場合であって、減給の発令の日における減給額が、当該減額後の給料月額の10分の1に相当する額を超えることとなるときは、減給の額は、当該減額後の給料月額の10分の1に相当する額を上限とするもの
- (5) 高松市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正
- ア 高松市立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の再任用については、県の職員の定年等に関する条例を準用することとなることから、県の職員の再任用に関する条例を準用することとする規定を削るもの
- (6) 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- ア 高松市職員の定年等に関する条例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、育児休業をすることができないこととするもの
- イ 高松市職員の定年等に関する条例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、育児短時間勤務をすることができないこととするもの
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正
- ア 管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、外国の地方公共団体の機関等に派遣する対象から除外することとするもの
- (8) 高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
- ア 管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、公益的法人等に派遣する対象から除外することとするもの
- (9) 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- ア 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとするもの
- イ 自己啓発等休業をすることの承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間

については、期末手当及び勤勉手当を除き、給与を支給しないこととするもの

- (10) 所要の規定整備をするもの
- (11) 引用条項の整備をするもの

8 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〔R 4. 10. 1から施行〕

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえ、及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等

ア 育児休業の回数が原則2回までと改正されることを踏まえ、再度の育児休業をすることができる特別の事情のうち、育児休業の承認の申請の際育児休業により当該子を養育する計画を書面により申し出た場合に限る規定を削るもの

イ 育児休業のうち、最初のもの及び2回目ものを育児休業の回数から除くこととする、これら2回目までの育児休業をする期間は、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（以下「出生日後期間」という。）とするもの

(2) 非常勤職員が育児休業を取得することができる要件の緩和等

ア 非常勤職員は、出生日後期間内に育児休業をしようとする場合は、当該期間の末日から6月を経過する日までにその任期が満了しないこととする規定を追加するもの

イ 子の1歳到達日以後1歳6か月到達日まで又は2歳到達日までの期間においては、育児休業は配偶者との交替によりすることができることとするもの

(3) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用された場合は、当該更新前の任期の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするを3回目の育児休業を取得することができる特別の事情の一つとするもの

9 高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げるため、改正するもの

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者等との運送契約以外の契約の場合における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を引き上げるもの

ア 自動車借入れ（日額）

現 行 改正後

1万5,800円 → 1万6,100円

イ 燃料費（日額）

現 行 改正後

7,560円 → 7,700円

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの

ア ポスター掲示場の数が500以下の場合

(ア) ポスター掲示場の数を乗じる金額

現 行 改正後

525円6銭 → 541円31銭

(イ) (2)ア(ア)にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加える金額

現 行 改正後

31万500円 → 31万6,250円

イ ポスター掲示場の数が500を超える場合

(ア) ポスター掲示場の数の500を超える数を乗じる金額

現 行 改正後

27円50銭 → 28円35銭

(イ) (2)イ(ア)にポスター掲示場の数の500を超える数を乗じて得た金額に加える金額

現 行 改正後

57万3,030円 → 58万6,905円

(3) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの

現 行 改正後

1枚当たり 7円51銭 → 7円73銭

10 高松市議会議員及び高松市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

公職選挙法の一部改正を踏まえ、選挙公報への掲載の申請書に添える掲載文及び写真は、電磁的記録によることができることとするため、改正するもの

- (1) 選挙公報への掲載の申請書に添える掲載文及び写真は、電磁的記録によることができることとするもの

11 高松市社会福祉施設整備等審査会条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市社会福祉施設整備等審査会が行う選定の対象に、小規模保育事業の実施を予定する者等を加えるため、改正するもの

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえた事業予定者並びに保育所及び幼保連携型認定こども園の選定に関することを高松市社会福祉施設整備等審査会の所掌事項に加えるもの
- (2) 小規模保育事業の実施を予定する者を事業予定者に加えるもの

12 高松市建築関係手数料条例及び高松市建築基準法施行条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕
(1)アはR 4. 1 0. 1から施行

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅認定申請を促進させるために、増改築行為がない既存の住宅について、維持保全計画認定制度が創設されたため、その認定の申請の審査に係る手数料の額を定めるもの
- (2) 引用条項の整備をするもの

13 高松市市営住宅条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 引用条項の整備をするもの

14 工事請負契約について

高松市庁舎発電設備改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 216,700,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社四電工 香川支店

15 工事請負契約について

南部クリーンセンター焼却施設計装・自動制御装置更新工事

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 契約金額 583,000,000円
- (3) 契約の相手方 日立造船株式会社

16 工事請負契約について

高松市中央卸売市場青果棟建設工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 5,225,000,000円
- (3) 契約の相手方 合田・小竹・日栄特定建設工事共同企業体

17 工事請負契約について

高松市中央卸売市場青果棟建設に伴う電気設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 1,243,000,000円
- (3) 契約の相手方 三和電業・山崎電機特定建設工事共同企業体

18 工事請負契約について

高松市中央卸売市場青果棟建設に伴う機械設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 1,100,000,000円
- (3) 契約の相手方 フソウ・三喜工事特定建設工事共同企業体

19 路線の変更について

県道太田上町志度線道路整備事業により、車三昧墓地が移転されることに伴い、市道1路線を変更するもの

- ・六条町18号線

20 専決処分の承認について

令和4年6月30日付けで交付決定された、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業を実施するため、早急に予算を措置する必要性が生じたため、去る7月1日に令和4年度高松市一般会計補正予算（第4号）の専決処分を行ったことの承認を求めるもの

現計予算額	166,527,521千円
補正額	724,400千円
補正後	167,251,921千円

21 専決処分の承認について

新型コロナウイルス感染症による高齢者施設・保育所等におけるクラスターの発生等を防止するために、その職員等に対する頻回検査を、県の実施に併せて本市においても令和4年8月5日から実施するため、早急にその契約を締結し、契約物品の引き渡しを受ける必要性が生じたため、去る8月3日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 契約金額 34,650,000円
- (3) 契約の相手方 四国医療器株式会社

22 専決処分の承認について

高松市丸の内3番1地先において発生した電力ケーブルの損傷事故について、早急に相手方への補償を行う必要性が生じたため、去る8月22日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

- (1) 損害賠償の額
金3,471,959円
- (2) 和解の内容

ア 過失割合は、市5割、受注者である高松市鹿角町の株式会社5割とする。
イ 市は、電力ケーブルの損傷に係る責任額として、損害額694万3,918円のうち347万1,959円を、受注者である高松市鹿角町の株式会社は、責任額として347万1,959円を、相手方である、高松市室新町の株式会社に支払うものとする。
ウ 相手方、受注者及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係の存しないことを確認する。

23 令和3年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算について

令和3年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもの

24 令和3年度高松市病院事業会計決算について

令和3年度高松市病院事業会計決算の認定を求めるもの

25 令和3年度高松市下水道事業会計決算について

令和3年度高松市下水道事業会計決算の認定を求めるもの

(報告)

- 1 令和3年度高松市健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 債権の放棄